



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・3件（水産課） 2
- 都市計画の変更（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課） 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 3
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課） 5

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 6

告 示

沖縄県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、長中地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年9月30日から同年10月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第412号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡北大東村字港81番18（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 港湾施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第413号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年9月29日から同年10月13日まで伊江漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 伊江村字東江前1565番地の2 大城好人、伊江村字川平485番地の2 上間直也
- 2 加入区 伊江加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊江漁業協同組合

沖縄県告示第414号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年9月29日から同年10月13日まで八重山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 石垣市新栄町77番地3 仲田森浩、石垣市新栄町77番地6 金城一雄
- 2 加入区 石垣加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 八重山漁業協同組合

沖縄県告示第415号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年9月29日から同年10月13日まで与那国町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 与那国町字与那国4022番地の244 後間貞光、与那国町字与那国4022番地77久部良第4団地201 川田智志
- 2 加入区 与那国加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 与那国町漁業協同組合

沖縄県告示第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画下水道を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 中部第一流域下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 浦添市字勢理客
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 令和2年10月26日から同年11月20日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 場所 沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地5）
- 2 対象となる家畜の種類 山羊
- 3 受講手続 受講願書は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に令和2年10月2日までに提出すること。
- 4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年5月28日
 - (2) 商号名 有限会社大倫産業
 - (3) 代表者名 砂川広一
 - (4) 所在地 宮古島市平良字下里1562番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第7568号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年4月20日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年5月28日
 - (2) 商号名 株式会社シンテック
 - (3) 代表者名 新里順一
 - (4) 所在地 那覇市銘苅2丁目4番51号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-30）第8477号、沖縄県知事 許可（般-30）第8477号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業並びに土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年4月23日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業、土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年5月28日
 - (2) 商号名 株式会社総合土木

- (3) 代表者名 大湾政宗
(4) 所在地 糸満市字糸満1961番地19
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第5410号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年4月24日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年5月28日
(2) 商号名 ブリヂストーンタイヤ沖縄販売株式会社
(3) 代表者名 鈴木慎一郎
(4) 所在地 浦添市牧港一丁目60番9号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第11752号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年4月30日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年5月28日
(2) 商号名 株式会社機電工業
(3) 代表者名 新城昌人
(4) 所在地 宜野湾市大山七丁目3番19号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第2234号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年5月7日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年5月28日
(2) 商号名 合資会社宗建設
(3) 代表者名 仲宗根初枝
(4) 所在地 宮古島市伊良部字国仲645番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27) 第6382号、沖縄県知事 許可(般-27) 第6382号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業並びに電気工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年5月20日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業、電気工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年5月29日
(2) 商号名 サミットインダストリアル株式会社
(3) 代表者名 知花敦
(4) 所在地 宜野湾市野嵩二丁目28番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第12275号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年4月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年6月5日
(2) 商号名 鷹翔工業
(3) 代表者名 天願翔
(4) 所在地 うるま市字江洲176番地2 1F
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第13853号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年4月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和2年6月5日

- (2) 商号名 スタック
 - (3) 代表者名 仲島進功
 - (4) 所在地 那覇市首里石嶺町4丁目425番地30
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第9430号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年5月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和2年6月5日
- (2) 商号名 興亜圧送
 - (3) 代表者名 東恩納勉
 - (4) 所在地 八重瀬町字屋宜原254番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13649号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年5月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 長浜地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月22日 沖縄県指令土第546号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字瑞慶覧西原436番1及び436番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字瑞慶覧431番地 與儀高茂
- 5 検査済証番号 令和2年9月10日 第4682号
- 6 工事完了年月日 令和2年8月7日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 219,720,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年7月7日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定の変更があった。

令和2年9月29日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
(新) 友愛医療センター (旧) 豊見城中央病院	(新) 沖縄県豊見城市字与根50番地5 (旧) 沖縄県豊見城市字上田25番地	令和2年8月1日
(新) 豊見城中央病院 (旧) 南部病院	(新) 沖縄県豊見城市字上田25番地 (旧) 沖縄県糸満市字真栄里870番地	令和2年8月3日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--